

議案第 3 号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 31 年 3 月 4 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 23 条に規定する学校医等の処遇改善を図るため、本条例の一部を改める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年里庄町条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中「

学校及び幼稚園	校医	年額150,000円以内で教育委員会 が町長と協議して定める額
	歯科医	
	眼科医 耳鼻科医	
	薬剤師	

」を

学校及び幼稚園	校医	年額170,000円以内で教育委員会 が町長と協議して定める額
	歯科医	
	眼科医 耳鼻科医	
	薬剤師	

」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。